

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の省略について

平素は、本市税務行政にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

このはがきは、これまでの申告内容から資産の評価額が少額と思われる方にお送りしています。

このはがきが届いた方は、令和7年中に資産の増減がない場合、令和8年度の申告書提出は不要です。

ただし、次のような場合は申告書提出が必要です。下記の問合せ先へ12月26日までにご連絡ください。申告書一式を送付しますので、法定申告期限(2月2日)までに申告してください。(申告書はホームページからダウンロードも可能です)

申告書提出が必要な場合

- 1 令和7年中に加古川市内で所有する償却資産に増加・減少があった場合（予定含む。）
- 2 令和7年中に転出・廃業等により市内に申告すべき資産がなくなった場合や住所・氏名等の変更があった場合（予定含む。）

申告を税理士等に委任されている場合は、その方にこのはがきをお渡しください。

加古川市 ホームページ

加古川市 償却資産申告書

検索



【問合せ先】

加古川市 資産税課 償却資産係
TEL:079-427-9168

郵便はがき

料金後納
郵便

【問合せ先】

〒675-8501

加古川市加古川町北在家2000

加古川市 資産税課 償却資産係

TEL:079-427-9168